

議案第25号

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。